「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の変更箇所一覧

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	－	システム6を追加	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	Ⅰ　基本情報 ２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	－	システム7を追加	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	（別添1）事務の内容	【図】 （略）	【図】 ㉒市・県民税申告（電子）・個人住民税申告ポータル・マイナポータル申請管理の部分を追記 （略） ㉒納税者が個人住民税申告ポータルで行った申告情報を、マイナポータル申請管理を経由し受領する。	事前	重要な変更
	Ⅱ ファイルの概要 ３．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他（地方税ポータルシステム（eLTAX）） （eLTAX）、マイナポータル申請管理）	[○]その他（地方税ポータルシステム（eLTAX）、マイナポータル申請管理）	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	Ⅱ ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] （ 4 ）件	[委託する] （ 5 ）件	事前	重要な変更
	Ⅱ ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	－	委託事項5を追加	事前	重要な変更
	Ⅱ ファイルの概要 ６．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	（略）	（略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（略）	（略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内	（略）	（略） ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータル画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（略）	（略） ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	（略）	（略） ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更

「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の変更箇所一覧

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	（略）	（略） ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	（略）	（略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	（略）	＜税務システムの運用における措置＞ （略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	（略）	＜税務システムの運用における措置＞ （略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	（略）	＜税務システムの運用における措置＞ （略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理のアクセス権限については、以下の管理を行う。 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	（略）	＜税務システムの運用における措置＞ （略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理へのアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的にアクセスログをチェックし、不正とみられるアクセスがあった場合、アクセス内容を確認する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：　従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	（略）	＜税務システムの運用における措置＞ （略） ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更

「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の変更箇所一覧

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	（略）	<税務システムの運用における措置> （略） <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	（略）	（略） <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	（略）	（略） <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	（略）	（略） <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	（略）	（略） <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	重要な変更
	Ⅵ　評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和7年1月31日	再実施した基礎項目評価書を個人情報保護委員会へ提出する日付を記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅵ　評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和6年11月1日～令和6年12月2日（31日間）	令和7年10月15日～令和7年11月17日（33日間）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅵ　評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和7年1月10日	第三者点検実施後に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅵ　評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「個人住民税に関する事務　全項目評価書（素案）」は、特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日　個人情報保護委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・特定個人情報は、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	第三者点検実施後に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。